## 令和5年度の保育料(月額)

保育認定の子ども(3歳未満児)

階層 区分		##○■粉料の			保育料(1人につき)		下記軽減①~③の 対象となる階層			
		世帯の課税状況				標準時間	短時間	対象となる ① ②		百厝 3
A	4	生活保護世帯 等				0 円	0 円	_	_	_
E	3	非課税世帯				0	0	_	_	_
	$\overline{}$		均等	デ割額のみ課税世帯	9,500	9,400	0	0	0	
D	1	中山		48,600円未満		12,400	12,200	0	0	0
	2		所	48,600円以上	55,700円未満	16,200	16,000	0	0	0
	3		得	55,700円以上	59,200円未満	19,100	18,800	0	Δ	0
	4	村	割	59,200円以上	79,500円未満	23,600	23,200	0	_	☆
	5	民	の 課	79,500円以上	97,000円未満	29,500	29,000	0	_	_
	6			97,000円以上	106,800円未満	35,100	34,600	0	_	_
	7	税	税	106,800円以上	133,600円未満	39,500	38,900	0	_	_
	8		世	133,600円以上	169,000円未満	42,700	42,000	0	_	_
	9		帯	169,000円以上	301,000円未満	45,400	44,700	0	_	_
	10		.,,5	301,000円以上		46,300	45,600	0	_	_

△=市町村民税の所得割額が57,700円未満を対象

☆=市町村民税の所得割額が77,101円未満を対象

## ○保育料の軽減について

(1) 第2子以降の保育料について

保護者の所得及び保育施設等 $^*$ の同時利用の有無にかかわらず、第2子については2分の1相当額、第3子以降については0円になります。 ・・・①

なお、大学生など別居の兄弟姉妹や、18歳以上(平成17年4月1日以前の生まれ)の兄弟姉妹がいる場合は 申請してください。

◎上記のうち、保育施設等を同時利用している最年長の子どもから順に数えて第1子、第2子がともに 3歳未満児のときの第2子目は、3分の1相当額になります。

※保育施設等:保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部(県立ろう学校幼稚部等)、児童心理治療施設、 児童発達支援(そよかぜ、児童デイサービスわくわく、金沢市障害児通園施設ひまわり教室、

ヴィストカレッジ西金沢駅前、エイブルベランダBe等)を行う施設

- ・適用を受けるときは、在籍(契約)証明書の提出が必要です。 ※証明書様式は、保育所及び認定こども園にあります。
- ・利用の仕方によっては、対象にならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。
- ◎ C階層~市町村民税の所得割額が57,700円未満で保護者と生計を同一にする子どもが2人以上いる世帯・・・② 第2子以降については0円になります。
- (2) C階層~市町村民税の所得割額が77,101円未満の世帯で、母子及び父子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等の 保育料について・・・③

生計を同一にする子どもにおいて、第1子については2分の1相当額(上限9,000円)、第2子以降については0円になります。

## 注(1)適用年齢について

3歳未満児:令和2年4月2日以降に生まれた子ども

(2) 税額控除等について

市町村民税の額については、主に寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等の適用前の税額になります。

(3) 算定時期について

令和5年4月から8月までは令和4年度の市町村民税にもとづき算定し、令和5年9月から令和6年8月までは 令和5年度の市町村民税にもとづき算定します。